

日本国個人情報保護委員会と
カナダプライバシーコミッショナーとの間における
個人情報保護に関する協力覚書（仮訳）

この協力覚書（以下「MOC」という。）は、以下の間における協力の枠組みを定めるものである。

- (I) 日本国個人情報保護委員会（以下「PPC」という。）
及び
(II) カナダプライバシーコミッショナー（以下「コミッショナー」という。）
以下、個別には「参加者」、総称して「参加者ら」という。

参加者らは、

現代の世界経済の性質、国境を越えた個人情報の流通と交換の増加、情報技術の複雑化、その結果としての国境を越えた執行協力の強化の必要性を認識し、

OECD の「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関する OECD 勧告」、グローバルプライバシー執行ネットワーク（GPEN）の行動計画、世界プライバシー会議（GPA）の「国際的な執行協力の将来の選択肢の検討に関する決議」、及び APEC プライバシーフレームワークが、国境を越えた情報共有メカニズム及び執行協力の枠組みの構築を求めていることを認識し、

2000 年個人情報保護及び電子文書法（S.C. 2000, c. 5）（以下「PIPEDA」という。）第 23.1 条が、コミッショナーに対し、民間部門における個人情報の保護に関する責任を有する他の国の当局と情報を共有する権限を付与していることを認識し、

個人情報の保護に関する法律（以下「APPI」という。）第 172 条第 1 項が、PPC 対し、APPI に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、その職務の遂行に資すると認められる情報の提供を行うことを認めていることを認識し、

参加者らがそれぞれの国において、個人情報保護に関する類似の機能と義務を有することを認識し、

参加者らが現在の関係を深化させ、また、個人情報を保護する法令の執行において、相互に支援するための交流を促進する意図を再確認し、

参加者らの最も重要な基本的な機能の 1 つは、個人のプライバシー侵害が疑われる事案を調査し、それによってそのような侵害の防止に資することであることを強調し、

参加者らの間の二国間協力が、それぞれの管轄区域において個人情報を保護する法律の執行に資する可能性があると確信し、

この MOC に基づき、以下の通り協力する。

1. 一般事項

- (a) 「適用される法」とは、参加者の国において、個人情報の保護を実質的に目的とする法律及び規則をいう。コミッショナーの場合、「適用される法」とは、PIPEDA の第 1 部及びそれに関連する規則を意味し、PPC の場合は、APPI を意味する。また、参加者の適用される法に対する改正及びこの MOC の目的において、参加者が書面により隨時合意するその他の法律又は規則も含まれるものとする。
- (b) 「対象となる違反」とは、一方の参加者の国における適用法に違反し得る行為であって、他方の参加者の国における適用される法に違反し得る行為と同一又は実質的に類似している行為をいう。
- (c) 「要請参加者」とは、情報又は支援を要請する参加者をいう。
- (d) 「被要請参加者」とは、情報又は支援を要請された参加者をいう。

2. この MOC の非拘束的効力

- (a) この MOC は、国際法又は参加者らそれぞれの国の法令の下において、法的権利又は法的拘束力のある義務を生じさせるものではなく、また、既存の法的権利又は義務に影響を及ぼすものでもない意思の表明である。
- (b) より明確にするために、この MOC のいかなる規定も、以下を意図するものではない
 - (i) 一方の参加者が、他の参加者との間で締結された他の協定、条約、取決め、又は慣行に基づいて情報並びに支援を求め、又は提供することを妨げること。
 - (ii) 一方の参加者が、他方の参加者の国の領域内に所在する者から、合法的な根拠に基づいて情報を求める権利に影響を及ぼすこと又はそのような者が合法的に取得した情報を参加者に自主的に提供することを妨げること。
 - (iii) 一方の参加者の管轄権を超える協力の義務又は期待を創出すること。

3. 協力の範囲

- (a) この MOC において言及されている全ての措置の実施に当たり、参加者らは、それぞれの国の適用法令に従い、かつ各参加者の管轄権、権限及び利用可能な資源の範囲内でこれを行う。
- (b) 各参加者は、対象となる違反に関する現在進行中又は将来の調査又は手続に関連し得ると当該参加者が判断する情報を、自発的に又は要請に応じて、共有することを含め、適用される法の執行に関して相互に協力する。

4. 情報交換

- (a) 情報交換を促進するため、各参加者は、この MOC に関連する要請及びその他の連絡のための主要な連絡担当者を指定する。参加者らは、当該連絡先情報を常に最新の状態に保つ。参加者らは、指定された主要な連絡担当者を通じて情報を交換する。各参加者は、他の参加者に対して書面で通知することにより、この MOC の目的のために指定した主要な連絡担当者を変更することができる。
- (b) 要請に応じ、被要請参加者は、自国の法令、規則及び利用可能な資源の範囲内で、以下の情報を要請参加者に提供する。
- (i) 要請参加者が対象となる違反の調査のために連絡を取る必要がある関連団体の連絡先情報
 - (ii) 被要請参加者が、対象となる違反の調査に関連し、かつ有益と判断する過去の執行記録（ただし、当該記録には個人情報を含まないものとする。）
 - (iii) 被要請参加者が、対象となる違反の調査に関連し、かつ有益と判断するその他の情報
- (c) この MOC に従って行われる要請は、英語による書面で行われ、被要請参加者が当該要請を実行するために必要な情報、特に当該要請が対象となる違反に関連するか否かを判断するために十分な情報を含むものとする。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認される。ただし、そのような要請は速やかに書面にて確認される。
- (d) より明確にするために、この MOC に従って行われる要請には、次の情報が含まれるものとする。
- (i) 当該要請に関連する手続の種類
 - (ii) 要請された情報の利用目的及び要請の理由
 - (iii) 判明している場合には、当該要請に関する者の連絡先情報

(iv)検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素並びに要請の根拠となる行為又は疑われる行為の概要

(e)4(b)の定めにかかわらず、被要請参加者は、要請を拒否することができ、また、要請参加者に提供する情報の利用に関して制限又は詳細条件を課すことができる。

(f)本項の(b)(i)及び(d)(iii)を含め、個人情報は共有されない。ただし、この MOC の目的を達成するために必要な範囲においては、この限りではない。参加者らは、可能な限り、事前に当該個人の同意を得るよう最大限の努力を払う。

(g)被要請参加者が要請を拒否する場合、情報の提供を遅延させる場合又は要請参加者に提供する情報の使用に制限を課す場合には、その理由を説明する。

(h)参加者らは、自らの発意により機密性のない情報を提供することができる。機密性のない情報には、他方の参加者がその適用される法の下での職務及び機能を遂行する上で有益な情報であって、手法、実例及び指針が含まれるが、これらに限定されない。

(i)参加者らは、この MOC に従って共有された情報が正確、完全、かつ最新でないことを認識した場合には、速やかに相手方に通知する。

5. 情報の利用、機密性、開示及び保存

(a)この MOC に従って要請参加者が被要請参加者から情報を入手するときは、当該情報は、本 MOC 第 4 条(d)(ii)で確認された目的にのみ利用される。要請参加者が他の目的のために情報を利用することを希望するときは、情報を提供した被要請参加者の書面による事前の同意を得る。被要請参加者は他の目的のための情報の利用について制限を課すことができる。

(b) この MOC に従って要請参加者が被要請参加者から情報の提供を受けたときは、情報の利用は、本 MOC 第 4 条(e)又は第 5 条(a)に従い、被要請参加者が課した制限に従って行われる。

(c)それぞれの国の法令に従うことを前提として、この MOC に従って提供される情報は、提供した参加者の事前の書面による同意がない限り、刑事捜査又は刑事手続に使用されない。

(d)被要請参加者は、この MOC に従って共有される情報に対して、適切な機密性の分類表示を付す。要請参加者は、この MOC に従って共有される機密情報の安全性を確保するため

に、合意されたセキュリティ対策を実施し、これを遵守することを含め、最大限の努力を払う。要請参加者がこの MOC に従って共有された情報の保存、利用、開示又はその他の方法で処理する際に実施するセキュリティ対策は、当該情報の機密性及び被要請参加者によって付された機密性の分類表示を反映したものである。

(e) この MOC に従って共有された機密情報が不正にアクセス又は開示された場合、参加者らは、当該事象を相手方に速やかに通知し、不正アクセス又は開示の結果を軽減し、再発を防止するためにあらゆる合理的な措置を講ずる。

(f) この MOC に従って一方の参加者が他方の参加者から情報を受けた場合、一方の参加者は他方の参加者から提供された情報を他の関連当局など第三者へ提供する前に又は当該情報を執行手続や裁判において使用する前に、他方の参加者と協議を行う。より明確にするために、この MOC に従って情報を受けた参加者は、相手方の事前の書面による同意がない限り、当該情報を第三者に開示しない。さらに、各参加者は、自国の法令に従う範囲で最大限の努力をもって、この MOC に従って受けた情報の開示を求める第三者からの申立てに対して異議を唱える。ただし、相手方が当該開示について事前に書面で同意した場合はこの限りではない。当該申立てを受けた参加者は、速やかに相手方に対してその旨を通知する。

(g) 各参加者は、この MOC に基づき他方の参加者から共有された情報を、当該情報が第 4 条(d)(ii)に基づき特定された目的若しくは第 5 条(a)に基づき他方の参加者が書面で同意したその他の目的を達成するため又は自国の法令により必要とされる期間を超えて保持しない。また、被要請参加者が情報提供時に当該情報の返却を求める書面による要請を行った場合には、参加者らは、当該情報が不要となった時点で返却するよう最大限努力する。返却の要請がなかった場合、要請参加者は、当該情報が不要となった後、被要請参加者が指定する方法又は指定がない場合にはその他の安全な方法により、速やかに当該情報を廃棄する。

6. 協力関係の強化

(a) 参加者らは、協力のための 1 つ以上の領域又は取組を共同で特定することができる。そのような協力には以下が含まれる。

- (i) データ保護政策及び関連技術（プライバシー強化技術を含む）に関する経験の共有及びベストプラクティスの交換
- (ii) 共同研究プロジェクトの実施
- (iii) 関心のある特定のプロジェクトでの協力
- (iv) データ保護及びプライバシーフィールドにおける研修及び教育

- (v) 参加者らが相互に合意したその他の協力分野
- (b) 参加者らは、毎年又は参加者らの間で相互に定めるとき二者間会合を開催することができる。

7. 費用

この MOC に従って実行される要請参加者からの要請に対応するに当たって被要請参加者において必要となる経費については、被要請参加者の予算の範囲内で負担する。要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を必要とする場合には、被要請参加者は、要請に対応する条件及び経費を負担する方法を決定するために、要請参加者と協議することができる。

8. 見直し及び修正

- (a) 参加者らは、この MOC の運用を監視し、一方の参加者が要請した場合には、これを見直す。
- (b) 一方の参加者の国における適用される法に重大な改正が行われた場合、参加者は、可能であれば当該改正の施行前に速やかに協議を行い、この MOC を修正するか否かを判断する。
- (c) 各参加者は、この MOC に関する問題が生じた場合には、相手方の指定された主要な連絡担当者に対して通知する。
- (d) この MOC の実施に関する問題が生じた場合、参加者らは、指定された主要な連絡担当者間の協議を通じて、友好的に問題を解決するために最大限の努力を払う。合理的な期間内に解決に至らない場合には、この MOC の署名者間の協議を通じて問題を解決する。
- (e) この MOC は、参加者らの相互の合意により修正することができる。かかる修正は、書面によって行われ、各参加者が署名する。

9. 開始と終了

- (a) この MOC は、参加者らによる署名時に開始され、無期限に継続する。いずれかの参加者は、いつでもこの MOC を終了することができるが、終了を意図する参加者は、終了日の少なくとも 3 か月前までに、書面により相手方に通知する。
- (b) この MOC が終了した場合、各参加者は、この MOC に基づき他方の参加者から提供された情報の機密性を保持し、当該情報を第 5 条(g)に従って返却又は廃棄される。

(c) この MOC の終了は、この MOC に基づいて行われる進行中のプログラム又は活動の期間に影響を与えない。

この MOC は、英語で署名される。

日本国個人情報保護委員会のために

カナダプライバシーコミッショナーのために

氏名: Dr. Satoru Tezuka

氏名: Mr. Philippe Dufresne

役職: Chairperson, Personal Information Protection Commission of Japan

役職: Privacy Commissioner of Canada

Protection Commission of Japan

日付:

日付: